

住宅の住替え支援事業について

住宅の住替え支援事業では、耐震性のない木造住宅からの建替えや住替えに伴う除去を行う場合に、その経費の一部を町が補助します。

1. 対象住宅
 - ①耐震診断を実施し、「倒壊の可能性が高い」（評点が0.7未満）と判定された住宅
 - ②昭和56年5月31日以前着工で現在居住する住宅
 - ③住宅のすべてを除去する工事
 - ④過去に「住まいの安全・安心なリフォーム支援事業」、「木造住宅耐震改善支援事業」で補助金の交付を受けていないもの
2. 対象工事

県内に営業所を有する建設業法の許可を受けた建設業者、又は再資源化に関する法律の登録を受けた解体工事業者が施工し、補助金の交付決定後に着手、平成28年2月末までに完了するもの
3. 補助金額

最大30万円（税込工事費の2/5）を補助金が受けられます
4. 申請資格

所有者、又は配偶者及び一親等以内の家族

※居住を証明するものがが必要です。（住民票、光熱水費の明細等）

問い合わせ先 牟岐町役場建設課 TEL:72-3418

8月は保険証の定期更新月です

現在、後期高齢者医療制度に加入されている方に、7月下旬に市町村担当課から、有効期限平成28年7月31日と記載された新しい被保険者証（みどり色）をお届けしています。

平成27年8月1日から平成28年7月31日までの一部負担金の割合（1割又は3割）は、平成26年中の所得に基づき、改めて判定します。

8月1日以降は、古い被保険者証（黄色）は使えませんので、受診の際は有効期限を確認し、お間違えないようご注意ください。

後期高齢者医療被保険者証

有効期限 年 月 日

被保険者番号	
住所	
氏名	
生年月日	
資格取得年月日	
発行期日	
交付年月日	
一部負担金の割合	
印	

後期高齢者医療被保険者証

有効期限平成28年7月31日

※ご確認ください！

新しい被保険者証の有効期限は
平成28年7月31日
になっています。

【一部負担金の割合の判定方法について】

1割負担となる方		
同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満		
3割負担となる方		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
住民税課税所得	145万円以上	145万円以上の被保険者がいる
総収入の合計額	383万円未満は1割（要申請）	520万円未満は1割（要申請）
	383万円以上は3割（※）	520万円以上は3割

※ 70歳以上75歳未満の方（後期高齢者医療制度の被保険者以外）がいる場合、その方々との総収入合計額が520万円未満の場合は1割（要申請）